

新規上場申請のための四半期報告書

(第8期第1四半期)

自 2020年12月1日
至 2021年2月28日

株式会社CaSy

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿

【提出日】 2022年1月19日

【四半期会計期間】 第8期第1四半期(自 2020年12月1日 至 2021年2月28日)

【会社名】 株式会社C a S y

【英訳名】 C a S y C o . , L t d .

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 加茂 雄一

【本店の所在の場所】 東京都品川区上大崎三丁目5番11号

【電話番号】 050-3183-0299(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役CFO 池田 裕樹

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区上大崎三丁目5番11号

【電話番号】 050-3183-0299(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役CFO 池田 裕樹

目 次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	1
第2【事業の状況】	2
1【事業等のリスク】	2
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	2
3【経営上の重要な契約等】	3
第3【提出会社の状況】	4
1【株式等の状況】	4
2【役員の状況】	7
第4【経理の状況】	8
1【四半期財務諸表】	9
2【その他】	12
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	13
四半期レビュー報告書	14

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 第1四半期 累計期間	第7期
会計期間	自 2020年12月1日 至 2021年2月28日	自 2019年12月1日 至 2020年11月30日
売上高 (千円)	267,162	965,356
経常損失(△) (千円)	△971	△120,193
四半期(当期)純損失(△) (千円)	△645	△120,483
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	80,600	80,600
発行済株式総数 (株)	58,900	58,900
純資産額 (千円)	48,641	49,286
総資産額 (千円)	253,441	255,836
1株当たり四半期(当期)純損失(△) (円)	△0.37	△68.19
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	19.2	19.3

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 2021年10月27日付けで普通株式1株につき普通株式30株の割合で株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純損失を算定しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。
5. 当社は、第7期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第7期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態の状況

(資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産は221,579千円となり、前事業年度末より4,696千円減少しました。これは主に、現金及び預金が1,781千円増加、売掛金が7,165千円減少したことによるものです。売掛金の減少は、前事業年度末の2020年11月と比較し、当第1四半期会計期間末である2月の営業日数が少ないとによる影響です。固定資産は31,861千円となり、前事業年度末より2,300千円増加しました。これは主に、減価償却により有形固定資産が892千円減少、自社開発のソフトウェアを資産計上及び減価償却したことにより無形固定資産が3,446千円増加したことによるものです。

この結果、資産合計は253,441千円となり、前事業年度末と比べ、2,395千円減少しました。

(負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債は134,800千円となり、前事業年度末より1,749千円減少しました。これは主に、未払金の増加、未払消費税の減少等によるものです。固定負債は70,000千円となり、前事業年度末から変動はありません。

この結果、負債合計は204,800千円となり、前事業年度末と比べ、1,749千円減少しました。

(純資産)

純資産の部は、四半期純損失を645千円計上したことにより、前事業年度末より645千円減少し、48,641千円となりました。

(2) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症が再度拡大し、2021年1月には首都圏を中心に緊急事態宣言が発令されたこともあり、厳しい状況が続くこととなりました。

このような環境の中、当社では、当社サービスの提供価値の向上の為、本人確認の認証機能の強化を行う等、キャストとユーザー双方がより安全にサービスを利用する為の開発や施策を行う他、当社プラットフォームの定期的な利用者を定量的に拡大していくための取り組みを行ってまいりました。

以上の結果、2021年1月以降の緊急事態宣言期間では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、お掃除代行の定期サービス利用者の増加により、堅実な成長を維持し、当第1四半期累計期間における売上高は、267,162千円となりました。

また、営業損失は933千円、経常損失及び税引前四半期純損失は共に971千円、四半期純損失は645千円となりました。

なお、当社は家事代行事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載は行っておりません。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方における基本方針

当第1四半期累計期間において、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方における基本方針について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

該当事項はありません。

(8) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第1四半期累計期間において、経営成績に重要な影響を与える要因について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,000,000
A種優先株式	1,500,000
A2種優先株式	1,500,000
計	10,000,000

(注) 1. 2021年11月4日開催の臨時株主総会決議により、2021年11月4日付で種類株式を廃止とする定款変更が行われております。

2. 2021年11月4日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より68,000株増加し、7,068,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年2月28日)	提出日現在発行数(株) (2022年1月19日)	上場金融商品取引所名 又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	48,238	1,767,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
A種優先株式	8,662	—	非上場	(注) 1、2
A2種優先株式	2,000	—	非上場	(注) 1、2
計	58,900	1,767,000	—	—

(注) 1. A種優先株式、およびA2種優先株式は、優先配当、優先残余財産分配、金銭を対価とする取得請求権があり、優先株式1株に対して、普通株式1株を対価とする取得請求権を有しております。

2. 2021年10月12日付で、全てのA種優先株式及びA2種優先株式を自己株式として取得しており、その対価として、当該A種優先株主及びA2種優先株主にA種優先株式及びA2種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、同日付で当該A種優先株式及びA2種優先株式を消却しております。

3. 2021年10月12日開催の取締役会決議により、2021年10月27日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,708,100株増加し、1,767,000株となっております。

4. 2021年11月4日開催の臨時株主総会決議で定款変更が決議され、2021年11月4日付で単元株式数100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2020年12月25日 (第6回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員24名
新株予約権の数(個)※	480 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 480 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	50,000(注) 2
新株予約権の行使期間※	2022年12月26日～ 2030年12月23日

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件※	新株予約権の割当時において当社の取締役又は従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役又は使用人その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由として当社が認める場合はこの限りではない。その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 3

※ 新株予約権の発行時(2020年12月25日)における内容を記載しております。

- (注) 1. 新株予約権の1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、当社が当社普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとします。但し、この調整は、当該調整の時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合は、株式の分割については株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合については株式の併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る払込金額をもって株式を発行又は当社が保有する株式を処分する場合(無償割当ての場合、他の種類株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得による場合、又は当社の株式を目的とします新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。調整後の行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。)の翌日以降、また、株主への割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用します。なお、当社が保有する自己株式を処分する場合には、以下の算式における「新規発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前における自己株式数」とそれぞれ読み替えるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\frac{\text{既発行株式数}}{-\text{自己株式数}} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行株式数}}$$

但し、新株予約権の割当て後、当社が合併等を行う場合、当社普通株式につき、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整の必要が生じた場合には、当社は、行使価額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができるものとします。

3. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

- b. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- c. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

- d. 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記2.に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

- e. 交付する新株予約権の行使期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の末日までとする。
- f. 交付する新株予約権の行使の条件
上記の表に定めるところと同様とする。
- g. 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げることとし、資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- h. 謙渡による新株予約権の取得の制限
謙渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(2) 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年12月1日～ 2021年2月28日	—	普通株式 48,238 A種優先株式 8,662 A2種優先株式 2,000	—	80,600	—	370,695

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 48,238 A種優先株式 8,662 A2種優先株式 2,000	普通株式 48,238 A種優先株式 8,662 A2種優先株式 2,000	(注)
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	58,900	—	—
総株主の議決権	—	58,900	—

(注) A種優先株式、およびA2種優先株式は、優先配当、優先残余財産分配、金銭を対価とする取得請求権があり、優先株式1株に対して、普通株式1株を対価とする取得請求権を有しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の定時株主総会終了後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間(2020年12月1日から2021年2月28日まで)及び第1四半期累計期間(2020年12月1日から2021年2月28日まで)に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7－6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年11月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	169,183	170,964
売掛金	49,647	42,482
その他	7,443	8,133
流動資産合計	226,275	221,579
固定資産		
有形固定資産	11,623	10,731
無形固定資産	3,239	6,685
投資その他の資産	14,698	14,444
固定資産合計	29,561	31,861
資産合計	255,836	253,441
負債の部		
流動負債		
買掛金	78,357	78,811
未払法人税等	290	-
キャストポイント引当金	10,391	10,664
クーポン引当金	1,053	1,500
その他	46,457	43,824
流動負債合計	136,549	134,800
固定負債		
長期借入金	70,000	70,000
固定負債合計	70,000	70,000
負債合計	206,549	204,800
純資産の部		
株主資本		
資本金	80,600	80,600
資本剰余金	370,695	370,695
利益剰余金	△402,008	△402,653
株主資本合計	49,286	48,641
純資産合計	49,286	48,641
負債純資産合計	255,836	253,441

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

当第1四半期累計期間
 (自 2020年12月1日
 至 2021年2月28日)

売上高	267,162
売上原価	173,681
売上総利益	93,480
販売費及び一般管理費	94,414
営業損失(△)	△933
営業外収益	
受取利息	0
その他	30
営業外収益合計	30
営業外費用	
支払利息	67
営業外費用合計	67
経常損失(△)	△971
税引前四半期純損失(△)	△971
法人税等	△326
四半期純損失(△)	△645

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期累計期間 (自 2020年12月1日 至 2021年2月28日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第1四半期累計期間 (自 2020年12月1日 至 2021年2月28日)	
減価償却費	1,061千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 2020年12月1日 至 2021年2月28日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、家事代行事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当第1四半期累計期間 (自 2020年12月1日 至 2021年2月28日)	
1株当たり四半期純損失(△)	△0.37円
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△)(千円)	△645
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△645
普通株式の期中平均株式数(株)	1,767,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2. 当社は、2021年10月27日付けで普通株式1株につき普通株式30株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純損失を算定しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年1月13日

株式会社 CaSy

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

中村憲一

石倉毅典


監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社CaSyの2020年12月1日から2021年11月30日までの第8期事業年度の第1四半期会計期間（2020年12月1日から2021年2月28日まで）及び第1四半期累計期間（2020年12月1日から2021年2月28日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社CaSyの2021年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつた。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうかの結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上